

国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年12月5日

国見町長 村上利通

国見町条例第37号

国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年国見町条例第7号)
の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	414,000
2	465,000
3	519,000
4	586,000
5	669,000
6	782,000
7	913,000

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に、改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。